

社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度補助金交付要綱を一部改正する要綱

社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(別表1) 略 ※1 略 ※2 略 ※3 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日 <u>又は</u> 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において補助事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き補助事業に基づく軽減の対象となる者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。	(別表1) 略 ※1 略 ※2 略 ※3 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、 <u>令和元年10月1日</u> <u>又は令和2年10月1日</u> 施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において補助事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き補助事業に基づく軽減の対象となる者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。